第9章 土壤汚染

(1) 最終処分場周辺の土壌調査

廃棄物最終処分場周辺の土壌調査を行った。

- ① 調査場所 磯原町大塚、関南町神岡下(各1ヶ所)
- ②調査日 平成19年2月5日

表 9-1-1 溶出試験における調査結果

場所	磯原	町大塚	関南町	丁神岡下
項目	(大塚川·袖	振川合流地点)	(鹿の)	尺川上流)
カドミウム	0.01	mg/ℓ以下	0.01	mg/l 以下
シアン	0.02	mg/l 以下	0.02	mg/l 以下
有機リン	0.003	mg/ℓ以下	0.003	mg/l 以下
鉛	0.01	mg/ℓ以下	0.01	mg/l 以下
六価クロム	0.05	mg/l 以下	0.05	mg/l 以下
総水銀	0.0005	mg/l 以下	0.0005	mg/l 以下
ジクロロメタン	0.002	mg/l 以下	0.002	mg/l 以下
四塩化炭素	0.0002	mg/l 以下	0.0002	mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/l 以下	0.0004	mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/l 以下	0.002	mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	mg/l 以下	0.004	mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/l 以下	0.0005	mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/ℓ以下	0.0006	mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.002	mg/l 以下	0.002	mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/l 以下	0.0005	mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/l 以下	0.0002	mg/l 以下
チウラム	0.0006	mg/ℓ以下	0.0006	mg/l 以下
シマジン	0.0003	mg/l 以下	0.0003	mg/l 以下
チオベンカルブ	0.002	mg/ℓ以下	0.002	mg/l 以下
ベンゼン	0.001	mg/ℓ以下	0.001	mg/l 以下
セレン	0.001	mg/ℓ以下	0.001	mg/l 以下
РСВ	0.0005	mg/ℓ以下	0.0005	mg/ℓ以下
ふっ素	0.80	mg/ℓ	0.21	mg/0
ほう素	0.1	mg/ℓ以下	0.1	mg/l 以下

表 9-1-2 含有試験における調査結果

場所項目	磯原町大塚 (大塚川・袖振川合流地点)	関南町神岡下 (鹿の沢川上流)
ひ素	1.31 mg/kg	2.00 mg/kg

(2) 最終処分場周辺の河川底質調査

市内の廃棄物最終処分場周辺河川の実態を把握するため、底質の重金属等の含有量を毎年調査している。

- ① 調査場所 磯原町大塚、関南町神岡下(各1ヶ所)
- ②調查日 平成19年2月5日

表 9-2-1 処分場周辺河川の底質調査結果

項目	場所	磯原町大塚 (大塚川下流)	関南町神岡下 (鹿の沢川上流)
六価クロム	(mg/kg)	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	4.15	28.6
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.5 >
銅	(mg/kg)	6.20	97.9
亜鉛	(mg/kg)	78.2	246
ひ素	(mg/kg)	2.64	10.9
総水銀	(mg/kg)	0.02 >	0.09
鉄	(%)	2.45	4.53
マンガン	(mg/kg)	604	662
総クロム	(mg/kg)	5.65	36.9

表 9-2-2 前年度の処分場周辺の河川底質調査結果

項目	場所	磯原町大塚 (大塚川下流)	関南町神岡下 (鹿の沢川上流)
六価クロム	(mg/kg)	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	9.12	20.3
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.51
銅	(mg/kg)	16.5	53.7
亜鉛	(mg/kg)	64.5	166
ひ素	(mg/kg)	3.61	7.78
総水銀	(mg/kg)	0.02 >	0.07
鉄	(%)	1.58	3.12
マンガン	(mg/kg)	256	598
総クロム	(mg/kg)	14.3	24.5

(3) 河川の底質調査

工業団地排水路付近の河川の底質調査を、市内を南北に分け、隔年調査を実施している。 調査結果については、底質の暫定除去基準(水銀:25ppm)及び参考値である土壌汚染対策法 に基づく基準値と比較して異常な値はなかった。

- ① 調 查 日 平成18年8月25日、10月30日
- ② 測定場所

I.八反川 神ノ山炭鉱下 II.関山川 市立総合病院横 III.里根川 大津橋 IV.江戸上川 仁井田橋 V.花園川 永久橋 VI.花園川 磯馴橋

表 9-3-1 河川底質調査結果

	場所	八反川	関山川	里根川	江戸上川	花園	副川
項目		神ノ山炭鉱下	市立総合病院横	大津橋	仁井田橋	永久橋	磯馴橋
形態		砂	砂	砂	土	砂	砂
硫化物	(mg/g)	1	-	0.24	0.26	-	1
総水銀	(mg/kg)	0.03	0.02 >	0.02 >	0.02 >	0.02 >	0.02 >
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.56	0.5 >	0.5 >	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	8.4	31	4.9	32	3.9	2.6
ひ素	(mg/kg)	5.1	3.0	2.0	3.5	3.1	1.4
銅	(mg/kg)	21	17	18	37	12	7.3
亜鉛	(mg/kg)	88	73.8	54	153	42	39
ふっ素	(mg/kg)	20 >	26	20 >	24	41	28
ほう素	(mg/kg)	8.3	8.8	7.4	13	5 >	5 >
総クロム	(mg/kg)	10	13	9.5	13	6.4	5 >
六価クロム	(mg/kg)	2 >	2 >	2 >	2 >	2 >	2 >

表 9-3-2 前回調査時(平成 16 年度)の河川底質調査結果

	場所	八反川	関山川	里根川	江戸上川	花圆	副川
項目		神ノ山炭鉱下	市立総合病院横	大津橋	仁井田橋	永久橋	磯馴橋
形態		土	砂	土	土	砂	砂
硫化物	(mg/g)	ı	ı	0.09	0.19	ı	-
総水銀	(mg/kg)	0.07	0.04	0.06	0.09	0.02 >	0.02 >
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.55	0.70	0.78	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	15.3	26.9	15.8	33.4	3.27	2.18
ひ素	(mg/kg)	6.9	3.9	4.4	7.0	2.3	2.2
銅	(mg/kg)	30.7	193	67.7	68.8	11.9	8.93
亜鉛	(mg/kg)	94.4	239	190	322	43.7	32
ふっ素	(mg/kg)	68.5	39.1	103	67.8	75.8	58.6
ほう素	(mg/kg)	67.7	33.4	51.1	66.1	23.8	21.2
総クロム	(mg/kg)	21.7	10.1	19.7	27.4	6.4	6.6
六価クロム	(mg/kg)	2 >	2 >	2 >	2 >	2 >	2 >

(4) 海域の底質調査

主要河川の河口近辺の海域の底質調査を、市内を南北に分け、隔年調査を実施している。 調査結果については、参考値である土壌汚染対策法に基づく基準値と比較して異常な値は なかった。

- ① 調査日 平成18年8月25日
- ② 測定場所 I.長浜 II.仁井田浜(里根川、江戸上川河口付近) III.磯原海岸(二ッ島川河口付近)

表 9-4-1 海域底質調査結果

項目	場所	長 浜	仁井田浜	磯原海岸
形態		砂	砂	砂
総水銀	(mg/kg)	0.02 >	0.02 >	0.02 >
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	2 >	2 >	2.4
ひ素	(mg/kg)	9.7	6.5	6.8
銅	(mg/kg)	0.8	1.2	1.4
亜鉛	(mg/kg)	11	14	17
ふっ素	(mg/kg)	56	41	51
ほう素	(mg/kg)	8.4	8.7	8.6
総クロム	(mg/kg)	5 >	5 >	5 >
六価クロム	(mg/kg)	2 >	2 >	2 >

表 9-4-2 前回調査時(平成 16 年度)の海域底質調査結果

項目	場所	長 浜	仁井田浜	磯原海岸
形態		砂	砂	砂
総水銀	(mg/kg)	0.02 >	0.02 >	0.02 >
カドミウム	(mg/kg)	0.5 >	0.5 >	0.5 >
鉛	(mg/kg)	2 >	2 >	2 >
ひ素	(mg/kg)	8.36	8.32	6.15
銅	(mg/kg)	1.30	1.64	1.55
亜鉛	(mg/kg)	7.79	16.6	14.5
ふっ素	(mg/kg)	60.6	86.3	55.7
ほう素	(mg/kg)	11.4	20.8	17.2
総クロム	(mg/kg)	5 >	5 >	5 >
六価クロム	(mg/kg)	2 >	2 >	2 >

◇ 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(有機りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 11 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3ージクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、平成3年8月28日環境庁告示第46号中の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.05mg、0.05mg、0.01mg、0.03mg 0.03mg 0.03
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年8月28日環境庁告示第46号中の別表の測定方法の 欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

◇ 土壌汚染対策法に定める基準(平成15年2月15日施行)

- 1 土壌溶出量基準(地下水等の摂取によるリスク)
 - ·第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)

	13 1/2/12 12 1/3 /
項目	指 定 基 準
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。

·第2種特定有害物質(重金属等)

77 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
項目	指 定 基 準
カドミウム及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。
水銀及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。

·第3種特定有害物質(農薬等)

項目	指 定 基 準
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。
有機燐(有機りん)	検液中に検出されないこと。

- 2 土壌含有量基準(直接摂取によるリスク)
 - ・第2種特定有害物質(重金属等)のみに基準が設定されている。

項目	指 定 基 準
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき 250mg 以下であること。
シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること。